

平成21年度 第11回 税制調査会 各省ヒアリング

国土交通省 説明資料

平成21年11月24日

国土交通副大臣

馬淵 澄夫

国土交通省関係税制改正要望について

○国土交通省としては、豊かな暮らしの実現、我が国の活力・成長力の強化、低炭素社会の構築等について重点的に要望しているところであるが、本日は最初に下記代表例を説明し、その他の項目についても説明をさせていただく。

○現在、「見直しに関する基本方針」に基づく要望の再検討を行っているが、本日配布資料にあるように、6つのテストに基づく検証を実施し、全てクリアしていると考えている。

○C・D査定項目については、「随時調整チーム」における政務官による協議を申し入れているところであり、今後具体的な協議・調整を行わせていただく。

<本日代表例として説明・議論をさせていただく項目>

- 住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大
- 海外建設プロジェクト形成促進税制の創設
- 地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長・拡充

平成22年度国土交通省関係税制改正要望 随時調整チーム協議事項(国税)

N o.	要望名	ゼロ次査定 結果
1	環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設	D
2	建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設	D
3,4,5	都市機能集約地区(仮称)への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設	E
6,7,8	特定都市機能改善施設建替促進計画(仮称)に係る特例措置の創設	E
9,10	事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長	D
11,12	高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充	C
13	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長	D
14	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長	B
15	特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長	B
22	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置等の拡充・延長 (1)住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例の要望 (2)直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の要望	B D
24	Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長	C
26	認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減	B
27	マンション建替事業に係る特例措置の延長	B
28	独立行政法人4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合等に伴う税制上の所要の措置	E
29	交通バリアフリー設備の特別償却制度の拡充及び延長	D
30	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長	C
31	外航日本人船員に係る所得税の軽減制度の創設	D
33	国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長	D
34	外資埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産に係る特例措置の創設	D
35	関西国際空港株式会社に係る登記についての特例措置の延長	D
36	独立行政法人海上災害防災センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設	E
37	環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例措置の拡充	E

※ 上記C判定及びD判定の項目については政治レベルでの協議を申し入れ

平成22年度国土交通省関係税制改正要望 随時調整チーム協議事項(地方税①)

No.	要望名	ゼロ次査定 結果
1	環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設	D
2	建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設	D
3	都市機能集約地区(仮称)への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設	D
4	特定都市機能改善施設建替促進計画(仮称)に係る特例措置の創設 (1)不動産取得税、個人住民税 (2)法人住民税	D E
6	独立行政法人4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合等に伴う税制上の所要の措置	E
7	特定地域における一般乗用旅客運送事業の適正化に伴う事業所税の非課税措置の創設	D
8	外航日本人船員に係る住民税の軽減制度の創設	D
9	スーパー中樞港湾において指定会社等(民営化会社)が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の創設	D
10	独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設	E
12	駅の乗継円滑化のための大規模改良工事により取得する鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充	D
13	鉄道軌道輸送高度化事業費補助金等を受けて取得する安全性向上設備に係る課税標準の特例措置の拡充	D
14	環境性能に優れた自動車に対する税制の適用範囲の拡大 (1)自動車取得税 ・エコカー減税の取扱い ・エコカー減税等の対象に中量車を追加 (2)自動車税	C B C
15	スーパー中樞港湾において外資埠頭公社から指定会社等(民営化会社)が取得するコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の拡充	D
16	高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充	D
17	駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	D
18	環境負荷の小さい自動車等に係る税率の特例措置の拡充及び延長 ①適用期限の延長 ②クリーンディーゼル乗用車の追加	C D
19	国内線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	D
20	住宅以外の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長	D
21	除害施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長	D
22	高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長	B

平成22年度国土交通省関係税制改正要望 随時調整チーム協議事項(地方税②)

23	特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長	D
24	認定長期優良住宅に係る軽減措置の延長 (1)固定資産税	C
25	住宅に係る省エネ改修促進税制の延長	C
26	マンション建替事業に係る課税標準の特例措置の延長	D
27	防災街区整備事業により従前の権利者に与えられる一定の規模の防災施設建築物に対する特例措置の延長	D
28	新築住宅に対する固定資産税の減額措置の適用期限の延長	C
30	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長	D
31	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長	B
32	特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長	B
33	住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長	C
34	低床型路面電車に係る課税標準の特例措置の延長	D
35	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る課税標準の特例措置の延長	D
36	補助を受けて整備する鉄軌道駅の耐震補強事業により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長	D
37	JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る課税標準の特例措置の延長	D
38	JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために第三セクターから借り受ける鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長	D
39	鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業によりJR貨物が取得した家屋に係る課税標準の特例措置の延長	B
40	低燃費かつ低排出ガス車に係る課税標準の特例措置の延長	D
42	バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る非課税措置の延長	B
43	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度及び税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長	C
44	外航用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長	B
45	スーパー中樞港湾において外資埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置の延長	D
47	成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産に係る課税標準の特例措置の延長	D
50	運輸事業振興助成交付金の継続	D

※上記C判定及びD判定の項目については政治レベルでの協議を申し入れ

平成22年度国土交通省関係税制改正要望 随時調整チーム協議事項(他省庁主務)

国税	
16	試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除(R&D)
17	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設
18	SPCの導管性用件の一部見直し
19	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び延長
20・21	非居住者等が受け取る振替社債等に係る利子の非課税措置の創設
23	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長
32	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置
地方税	
5	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設
11	SPCの導管性用件の一部見直し
46	廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の延長
49	地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

※ 上記他省庁主務の項目については別途他省庁にて随時調整チームにおける対応

国22 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長・拡充

合理性	1. 政策体系の中での位置づけ	2. 当初の政策目標が既に達成されていないか
	○ 住生活基本計画(平成18年閣議決定)では、国民の多様な居住ニーズに的確に対応することを目指しており、無理のない負担で居住ニーズに応じた質の高い住宅が確保できるよう、税制上の措置を行うことが位置付けられている。 ○ 「内需を中心とした安定的な経済成長を実現するよう政策運営を行う」(月例経済報告)、「景気が二番底に陥る懸念を払拭し、持続的成長経路に復帰する筋道を確かなものとしていく」(予算重点指針)との政府方針を踏まえた対応が必要。	○ 住生活基本計画においては、子育て世帯における誘導居住面積水準の達成率を平成27年までに50%する等の目標を掲げているところ、15年度においては37%であり、政策目標が既に達成されているとは言えない。 ○ 現下の経済情勢は極めて厳しく、内需の柱である住宅市場の活性化は不可欠。
有効性	3. 適用件数が僅少、特定の者に偏っていないか	4. 事後評価等における確認状況
	○ 住宅取得等資金の贈与のための相続時精算課税制度の利用者は、39,266人(平成19年)。	○ 直近の評価である平成20年度の政策チェックアップ評価書において、「居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。 ○ 今後の施策の効果については、適用件数等により適切に評価を実施していきたい。
相当性	5. 他の支援措置等との役割分担	6. 政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限な措置か
	○ 本特例は、高齢者の保有する資産を活用して若年世帯等の住宅取得を促進するための施策であり、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の該当はない。	○ 資産移転に対しては高率な贈与税がその妨げになっており、資産移転とそれによる若年世代の住宅取得を促進するためには、移転の際の税負担の軽減が適切な手段である。

○現下の厳しい経済情勢を踏まえれば、内需の柱である住宅市場の活性化が急務。高齢者の保有する眠れる金融資産を活用して、若年層の住宅取得を促進するために本特例の拡充が必要。

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例【贈与税】

現行制度の概要

○贈与税の非課税措置(創設:平成21年度)、相続時精算課税制度(創設:平成15年度)

①65歳未満の親からの贈与も対象

②非課税枠の拡大(以下の2つの方法から選択)

◆暦年課税の場合(610万円非課税)

課税対象=住宅取得等資金-500万円(住宅特例)
-110万円(基礎控除)

◆相続時精算課税の場合(4000万円非課税)

課税対象=住宅取得等資金-500万円(住宅特例)
-2500万円(一般枠)
-1000万円(住宅枠)

③適用対象

- ・50㎡以上の住宅の取得、建替え
- ・住宅の増築、改築、大規模修繕

要望

延長

①65歳未満の親からの贈与も対象

拡充

②非課税枠の拡大(以下の2つの方法から選択)

◆暦年課税の場合(2110万円非課税)

課税対象=住宅取得等資金-2000万円(住宅特例)
-110万円(基礎控除)

◆相続時精算課税の場合(4500万円非課税)

課税対象=住宅取得投資金-2000万円(住宅特例)
-2500万円(一般枠)
-0万円(住宅枠廃止)

拡充

③対象に省エネ改修等を追加

- ・50㎡以上の住宅の取得、建替え
- ・住宅の増築、改築、大規模修繕
- ・省エネ、耐震、バリアフリー改修

施策の妥当性について

- 一定の資産を保有する者の贈与を喚起するのは事実だが、今の経済情勢の下では、こうした眠れる金融資産の活用が必要。
- 減収が僅少で相当の効果が見込めるコスト・パフォーマンスのよい対策。

○受贈者は20~30代、年収400~700万円台が中心。

○高額資産家だけの特例とならないよう、非課税枠拡大と併せて、相続時精算課税制度の住宅枠1000万円を廃止し、非課税上限が大幅上昇することを回避。

非課税枠の根拠

- もっとも利用ニーズの高い贈与額帯をカバー
- 住宅取得に要する自己資金の平均額1805万円をカバー

経済効果

- 少なくとも単純計算で経済波及効果約0.6兆円。
- 市場に対する明確なメッセージとなり、消費者マインドを改善。

減収見込額

- 贈与税の減収見込額(平年ベース)は僅少。税務当局の助言もいただきながら当省としても精査。

※ 戦略的経済対策による切れ目のない経済財政運営を図るとの予算重点指針とも整合ある税制特例の延長・拡充が必要。

住宅取得等資金に係る贈与非課税枠の拡大 ①

減収見込額

○非課税枠を2000万円に拡大し、相続時精算課税制度の住宅枠1000万円を廃止。贈与税が課されない上限は4000万円から4500万円になる。

○4000万円以上の贈与を行っている者は0.4%にすぎず贈与税の減収見込額(平年ベース)は僅少。

○また、本要望による将来の相続税収は対し、長期間にわたり発生する影響の全体規模は数十億円と試算

○いずれにせよ、データ、ノウハウをもつ税務当局の助言もいただきながら、当省としても精査していきたい。

【贈与額の分布状況】

住宅取得等資金			
財産階級	人数 (人)	構成比 (%)	累積比 (%)
～ 3000万円	24,615	93.3%	93.3
～ 4,000万円	1,662	6.3%	99.6
4,000万円～	96	0.4%	100
合 計	26,373	100	—

出典:財務省「相続時精算課税制度に係る贈与税の申告実態調査(平成15年分)」

【相続税収に与える影響の全体規模】

(影響額) = 特例利用者(7.1万人) × 相続納税者率(4.2%)
 × 平均贈与額(1483万円)
 × 実効税率(1.4～36.5%)
 × 今回拡大分(500万円分を除外)

= 数十億円程度

現行制度

○住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置

①65歳未満の親からの贈与も対象

②非課税枠の拡大(以下の2つの方法から選択)

◆暦年課税の場合(610万円非課税)

課税対象 = 住宅取得等資金 - 500万円(住宅特例)
 - 110万円(基礎控除)

◆相続時精算課税の場合(4000万円非課税)

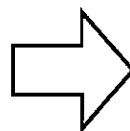
課税対象 = 住宅取得等資金 - 500万円(住宅特例)
 - 2500万円(一般枠)
 - 1000万円(住宅枠)

③適用対象

◆50㎡以上の住宅の取得、建替え
 ◆住宅の増築、改築、大規模修繕

延長

拡充



拡充

新たな対策(見直し要望は下線部)

①65歳未満の親からの贈与も対象

②非課税枠の拡大(以下の2つの方法から選択)

◆暦年課税の場合(2110万円非課税)

課税対象 = 住宅取得等資金 - 2000万円(住宅特例)
 - 110万円(基礎控除)

◆相続時精算課税の場合(4500万円非課税)

課税対象 = 住宅取得等資金 - 2000万円(住宅特例)
 - 2500万円(一般枠)
 - 0万円(住宅枠廃止)

③適用対象

◆50㎡以上の住宅の取得、建替え
 ◆住宅の増築、改築、大規模修繕
 ◆省エネ、耐震、バリアフリー改修

住宅取得等資金に係る贈与非課税枠の拡大②

経済効果

○先日公表された四半期GDP速報によると、消費、輸出、設備投資には持ち直しの動きがみられるのに対し、住宅部門だけがマイナスの寄与度。

○使い勝手が悪いとの声のある相続時精算課税制度を減じ、贈与非課税措置を拡大することによって、少なくとも単純計算で経済波及効果約0.6兆円。

○また、こうした大胆な住宅取得促進策を打ち出すことが市場に対する明確なメッセージとなり、消費者マインドを改善。

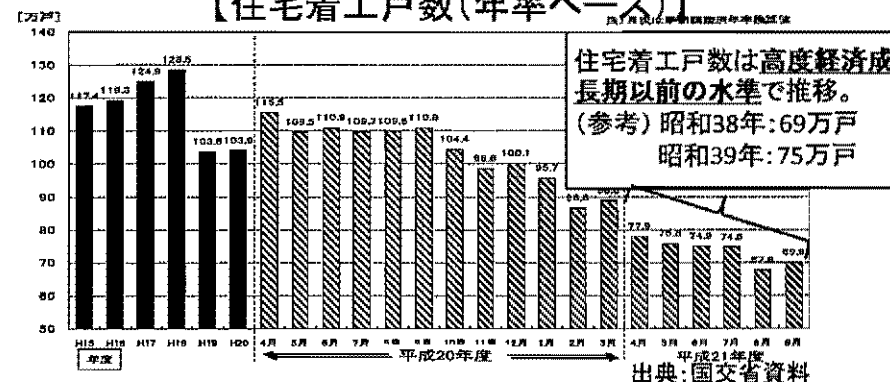
○市場関係者からは、500万円非課税枠では新規投資を新たに生み出す力に欠けるとの声も出ている。

【H21年度7-9月期・四半期GDP速報の概要】

	四半期GDP速報 伸び率（寄与度）
全体	+1.2
民間住宅	▲7.7（▲0.2）
消費	+0.7（+0.4）
輸出	+6.4（+0.9）
設備投資	+1.6（+0.2）

出典：内閣府資料

【住宅着工戸数（年率ベース）】



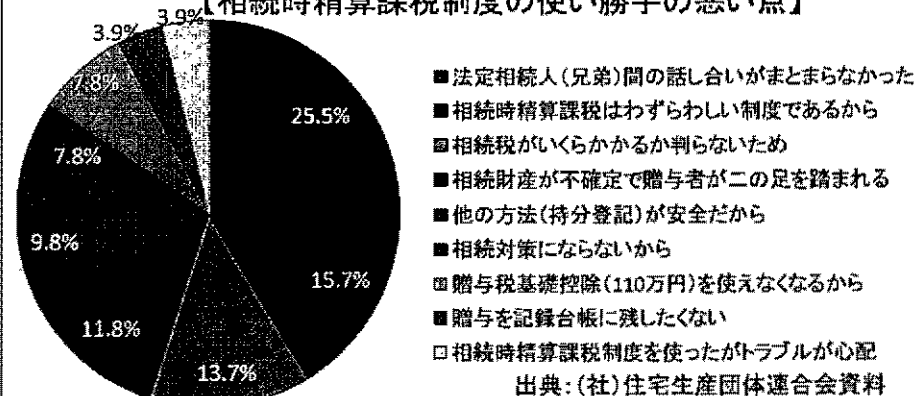
【経済効果の試算概要】

○H13改正による非課税枠拡大時の利用者の増加傾向をそのまま当てはめて試算。

◆経済効果 = 0.6兆円
 = 生産誘発係数(1.94) × 戸当たり建設費(2300万円)
 × 特例利用者の増加数

◆特例利用者の増加数 = 1.4万人
 = H13改正時の弾性値(0.14) × 現行利用者数
 × △非課税枠 / 現行非課税枠

【相続時精算課税制度の使い勝手の悪い点】



住宅取得等資金に係る贈与・非課税枠の拡大③

非課税枠の根拠

○非課税枠の設定に当たっては、効率的に効果が出るように、利用ニーズの高い贈与額帯をカバーすべき。

○同時に、贈与は自己資金に充てられるから、住宅取得に要する自己資金の平均額1805万円をカバーすべき。

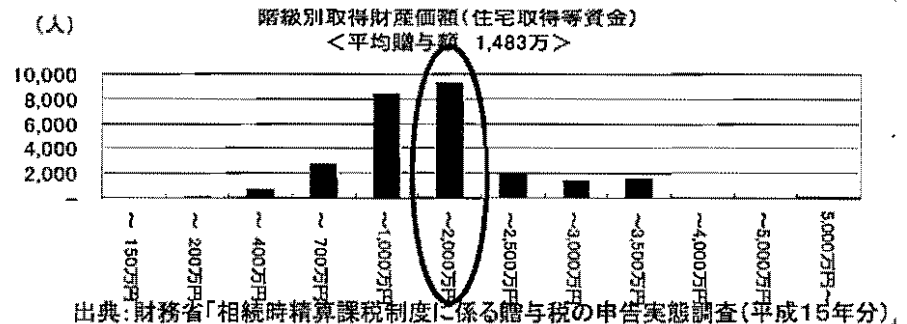
施策の妥当性について

○一定の資産を保有する者の贈与を喚起するのは事実だが、今の経済情勢の下では、こうした眠れる金融資産の活用が必要。

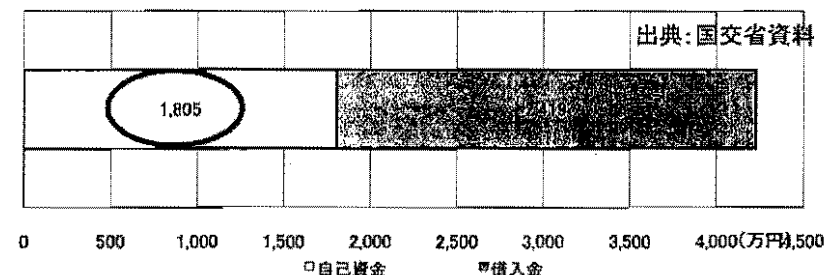
○しかも、本要望は減収が僅少と見込まれる一方で、相当の効果を見込めるコスト・パフォーマンスのよい対策

○受贈者は、20～30代、年収400～700万円台が中心。

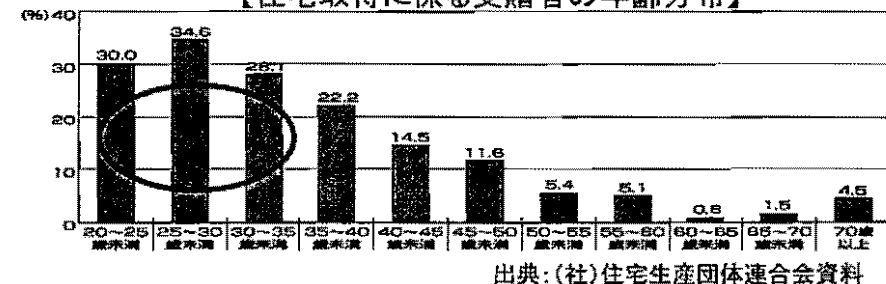
○高額資産家だけの特例とならないよう、非課税枠拡大と併せて、相続時精算課税制度の住宅枠1000万円を廃止し、非課税上限が大幅上昇することを回避。



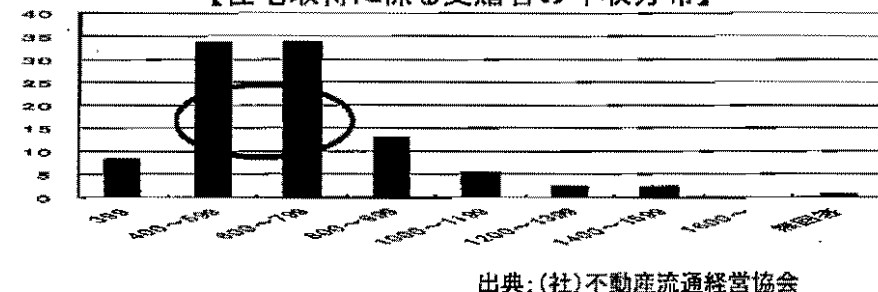
【住宅取得資金(平均)】



【住宅取得に係る受贈者の年齢分布】



【住宅取得に係る受贈者の年収分布】



合理性	1. 政策体系の中での位置づけ	2. 当初の政策目標が既に達成されていないか
	○京都議定書においては、温室効果ガス削減目標(1990年比6%減)が定められているが、このうち、<u>CDM等の京都メカニズム</u>により1.6%削減を確保することが目標とされているところ(京都議定書目標達成計画(平成17年閣議決定))。 ○国連気候変動首脳会合における鳩山総理演説においては、2020年までに1990年比で温室効果ガス25%を削減するという中期目標が示されている。	○当省の政策評価体系により、以下の政策目標が設定されているところ。 ・国土交通分野におけるCDMの日本国政府承認件数 平成23年度まで 15件
有効性	3. 適用件数が僅少、特定の者に偏っていないか	4. 事後評価等における確認状況
	○本税制の適用対象となる日本国政府承認を得た建設分野における<u>CDMプロジェクト数は、本税制の導入により倍増する(現在1.75件→導入後:年3.5件)</u>ことが見込まれており、適用数が想定外に僅少である等の問題は考えられない。	○政策目標(建設分野におけるCDMの日本国政府承認件数:平成23年度まで15件)が達成されているかについては、<u>当省の政策評価体系において客観的に確認されることになる。</u> ○なお、CDMプロジェクト自体の特定は容易であり、当該プロジェクトに係る期待される温室効果ガスの削減量も計測可能であることから、そのような意味でも、<u>本税制の有効性を客観的に確認することは可能であると考えられる。</u>
相当性	5. 他の支援措置等との役割分担	6. 政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限な措置か
	○ 予算措置としてはCDM事業に関する情報交換を行うための二国間会議の開催など、<u>CDM事業の途上国への普及のための素地づくりに関する支援等を行っており、本特例措置とは一定の役割分担が図られている。</u>	○ 本税制は、CDM事業に係るリスクに対する<u>最低限の備えを行うという意味で必要最小限のもの。</u>

○当該税制特例の創設により、様々なリスクが存在する中、自らの建設技術力をもって取り組むCDMプロジェクトの実施が促進され、建設技術の移転等を通じた国際貢献及び地球温暖化対策を推進することが可能となる。

環境対応型海外建設プロジェクト形成促進に係る特例措置の創設(法人税、法人住民税)

地球温暖化問題への対応が世界的規模の共通課題となる中、2020年までに1990年比で温室効果ガス25%削減という中期目標達成に向けて、我が国建設分野におけるCDM(クリーン開発メカニズム)プロジェクトの促進を図るため、税制上の特例措置を創設する。

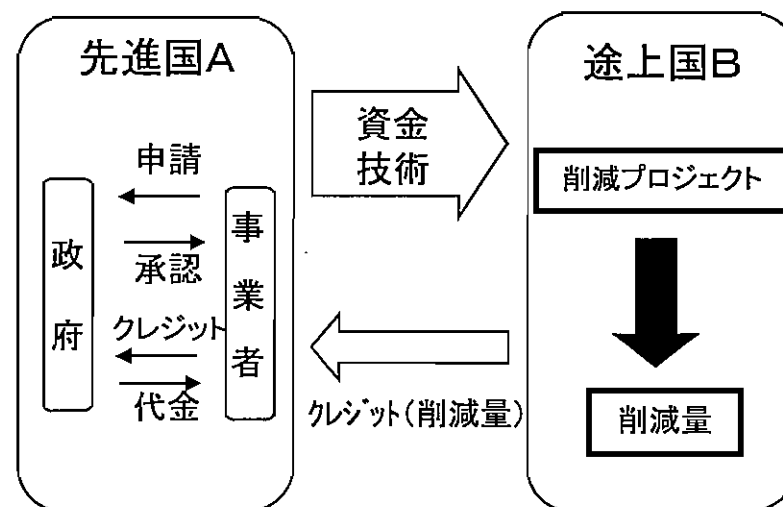
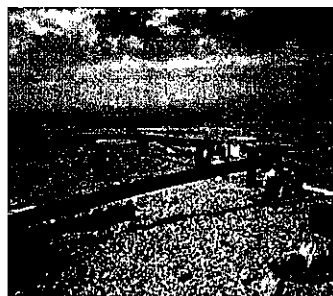
施策の背景・目的

- 我が国の温室効果ガス削減の中期目標達成に向けて、CDMプロジェクトの促進は有力な方策の一つである。
- しかし、CDMプロジェクトの実施手続きで予想以上の時間と経費を費やすケースが多く、建設分野におけるCDM普及の妨げとなっている現状がある。このため、各企業のリスクを軽減する税制上の支援策を講じる必要がある。

建設分野におけるCDMプロジェクトは9件(日本政府承認済み)

建設分野における CDMプロジェクトの例

ヌバラシェン埋立場メタンガス回収・
発電プロジェクト(施工中)
(アルメニア共和国)



※ CDM(クリーン開発メカニズム)は、京都議定書で定められた仕組みの一つで、先進国が途上国内で温室効果ガスの削減プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(クレジット)を先進国と途上国が分け合うもの。

税制上の特例措置の内容 (法人税、法人住民税)

内国法人がCDMプロジェクト(日本政府承認済案件に限る)を実施する場合、

- ・CDMプロジェクトを実施する外国法人への投融資を行う際、株価低落・貸倒れによる損失に備える、
 - ・自ら実施するCDMプロジェクトが頓挫したために同プロジェクトに要した費用が回収できなくなる損失に備える、
- ため、当該株式等の取得価額等の30%以下の金額をCDM事業損失準備金として積立てた場合、当該金額を損金に算入する。